

Vol.146

今回は 法人税

相談事例
紹介

会員相談室

相談委員 山下 雄次 (四谷)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157

電子取引に係る取引関係書類の
保存義務

事例1

青色申告を行っているA社では、取引先から受領する請求書や領収書などの取引関係書類を、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から5年間ファイルに綴じて保存している。取引関係書類に記載される内容を電磁的記録(以下、「電子データ」という。)で受領したものであっても、書面に印刷して保存することを慣習としている。A社における書類の保存方法に問題はあるだろうか。

回答

取引等に関して受領した書類は、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から、原則として7年間保存する義務がある。欠損金の生ずる事業年度においては、保存期間が最長で10年間に延長される。

取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。(電帳法25))の授受を電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう(電帳法23。))によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電子データを、電子データの状態で保存する必要がある。ただし、その電子データを書面に出力して、その書面を保存しているときには、電子データを保存する必要はない。しかし、令和4年1月1日以降に行う電子取引については、電子データを書面に出力して保存することが認められず、電子データのままで保存することが強制される。

検討

1. 取引関係書類の保存期間

取引関係書類とは、取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写しと定められている。青色申告法人は、取引関係書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地に保存しなければならない(法規59)。法人税法上の規定では、青色申告に限らず白色申告であっても7年間の保存が義務付けられている(法規67)。

税制改正により、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が延長されたことに伴って、欠損金を繰り越す場合には、帳簿書類の保存期間が繰越期間に連動して延長することになっている。具体的には、平成20年4月1日以後に終了した欠損金の生じた事業年度においては、帳簿書類の保存期間が9年間に延長され、平成30年4月1日以後に開始する欠損金の生ずる事業年度においては、帳簿書類の保存期間が10年間に延長されている(法57⑩)。

なお、所得税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類等のうちで、現金預金取引等関係書類に該当する書類以外のものの保存期間を5年間と定めている(所規63、102)

2. 電子取引に係る電子データを書面で保存する方法

「電子取引」とは、取引情報の授受を電子データにより行う取引をいい、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)なども含まれる(電帳法2⑤)。現行法では、電子取引を行った場合には、電子取引に係る電子データを保存しなければ

ならないが、例外措置として、当該電子データを出力することにより作成した書面を保存する場合は、電子データを保存する必要がないとされていた(旧電帳法10)。したがって、電子取引によって受領した取引関係書類についても書面に印刷することで、他の書類と同様の方法で保存することが可能であった。

しかし、令和3年度税制改正において、令和4年1月1日以降については、電子データを書面に印刷して、その書面を保存する例外措置が廃止されたので、電子データでの保存が強制されることになる(電帳法7)。電子データでの保存は、その真実性を確保する観点から、①タイムスタンプが付与されたデータを受領(電帳規4①一)、②受領後タイムスタンプを付与(電帳規4①二)、③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用(電帳規4①三)、④訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け(電帳規4④)のいずれかの条件を満たす必要がある。実務的には、④訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け(電帳規4④四)による対応であれば、追加の費用負担もなく導入が可能と思われる。

外国法人によって運営される動画
共有サイトにおける広告収入

事例2

B社は、自社で制作した動画を動画共有サイトに登録して、広告収入を得るために設立した資本金1千万円未満の新設法人である。B社が利用する予定である動画共有サイトは外国法人が運営しており、広告収入も外国法人から入金されることになる。税務上の取扱いとして、どのような点に留意すべきだろうか。

回答

法人税法上は、外国法人側での対価の支払いの際に、現地における税制上の規定において源泉徴収される可能性があれば、租税条約の確認、外国税額控除などの検討が必要となる。

消費税法上は、インターネット等を通じた広告の配信・掲載にあたるので、電気通信利用役務の提供と整理され、役務の提供を受ける者の住所等に基づいて内外判定を行うことになる。本件であれば、外国法人に対する電気通信利用役務の提供なので、国外取引として消費税の課税対象外となる。

動画共有サイトに登録するための動画の制作費用は、国外取引のみに要した費用と整理されるので、個別対応方式で仕入控除税額を計算するときには、課税資産の譲渡等にのみ要するものとして計算することになる。

B社が課税事業者を選択して、本則課税で申告すると、課税売上高がゼロであっても、動画の制作費用に係る消費税相当額の還付を受けることができる。

検討

1. 源泉徴収の有無

GoogleのHPにおいて、「税の取り扱い方法の変更について」として全世界のクリエイターに対して、次のような注意喚起がなされている。

『①米国税法に基づき、クリエイターの皆様から税務情報を収集し、収益に源泉徴収が適用されるかどうかを個別に判断することが義務付けられている。②源泉徴収が適用される場合には、米国在住の視聴者から得られるYouTubeの収益から源泉徴収を行う。③税務情報が更新されていないと、全世界における総収益の最大24%が源泉徴収される場合がある。Creators | クリエイター | YouTube』

本件では、これまでは源泉徴収の対象としていな

かったが、令和3年6月から取り扱いを改められたようである。日本のクリエイターにとっては、税務情報の提出を適正に行えば、日米租税条約第12条(使用料)等の適用によって源泉徴収されることはない。しかし、税務情報の提出を失念してしまうと、米国居住者とみなして全収益に対して24%の源泉徴収が行われるとアナウンスしている。

他の外国法人によって運営される動画共有サイトにおいても同様の取扱いが考えられるので、税務情報の提出が必要な場合には、漏れなく対応することが求められる。

2. 外国法人に対する電気通信利用役務の提供

電気通信利用役務の提供とは、資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものである(消法2⑧の3)。該当する取引の例示として、インターネットのウェブサイト上に広告を掲載する役務の提供が挙げられている(消基通5-8-3(5))。

電気通信利用役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより行う(消法4③)。

したがって、本件の広告収入は国外取引として消費税の課税対象外となる。

3. 個別対応方式における国外取引に係る仕入税額控除

課税資産の譲渡等とは、取引場所を問わない全世界における資産の譲渡等のうち非課税とされるもの以外のものと定義されている(消法2⑨)。非課税とされるものは、国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるものと定義されていることから、国内取引を前提としている(消法6)。課税資産の譲渡等の範囲を整理すると、取引場所を問わない資産の譲渡等から、国内取引である非課税となるものを除いたものなので、国外において行う資産の譲渡等はすべて課税資産の譲渡等に該当することになる。

したがって、国外において行う資産の譲渡等のために国内において行われた課税仕入れ等は、個別対応方式を適用する場合においては、課税資産の譲渡等にのみ要するものに該当することになる(消基通11-2-13)。

4. 還付を受けるための申告

B社の売上が、外国法人によって運営される動画共有サイトからの広告収入のみだとすると、国内における課税売上高がないので、課税売上割合はゼロになる。動画の制作費用は、国外取引のみに要した費用と整理されるので、課税資産の譲渡等にのみ要するものと整理されて、課税仕入れ等に係る消費税額の全額が控除可能となるために還付申告となる。

注) 内容は、令和3年6月21日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。